

図書館未設置自治体における図書館サービスの利用可能性と類似施設の実態

齊藤涼

図書館の設置及び運営上の望ましい基準では、「市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする」とされているが、特に町村における図書館設置率は2019年4月1日時点で57.4%と芳しくない。そこで本研究では、図書館未設置自治体問題の解決のために、未設置自治体の現状を調査する。

まず、図書館未設置自治体在住ながら、隣接市町村等の図書館の利用が可能な住民の規模を測定するため、統計GIS（jSTAT MAP）を用いて、公共図書館設置自治体と未設置自治体それぞれの住民について公共図書館までの到達時間による利用可能性調査を行った。その結果、車で30分圏内に公共図書館が存在する住民の比率は設置自治体の99.51%に対して未設置自治体も85.74%と大差はなかったが、自家用車を所有していない住民や単独の児童・学生の行動限界と思われる自転車30分圏内での住民の比率は設置自治体が93.38%、未設置自治体が37.33%と差が拡大し、徒歩で30分圏内となるとそれぞれ64.45%、8.27%とより大きな差が生まれていた。

続いて、『日本の図書館 統計と名簿』2019年版と政府統計の市区町村リストを用いて特定した図書館未設置自治体それぞれについて、各市町村のHPから公民館図書室等の読書施設の調査を行った。市についてはそれぞれ現状と今後を調べた。町村については、公民館図書室等の読書施設が存在するか、HP上に利用方法等の情報が存在するか、独立した図書室のHPが存在するか、OPACが存在するか、の4つの調査項目を設定し、調査を行った。図書館未設置自治体のうち、市については図書館の新設による未設置解消に加え、殆どの市には複数の公民館等に図書室があることもあり、町村と比較すると状況は悪くないように思われる。対して町村は、OPACを備えるほど図書館に近い図書室等を設置している自治体がある一方で、小規模な図書室等の設置に留まっている自治体も多く、更には何も設置されていない自治体もあり、大きな格差があるように思われた。

（指導教員 池内淳）